

政令第二百七十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第四項、第九条の三の三第一項並びに第九条の三の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「非常災害時において」を「非常災害廃棄物（法第六条の二第三項に規定する非常災害廃棄物をいう。第九号イ及び第五条の六の二において同じ。）にあつては、」に改め、「除く」の下に「。第三号において同じ」を加え、同条第三号中「又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して」を削り、同条第九号イに次のただし書を加える。

ただし、非常災害廃棄物の処分を当該非常災害廃棄物について法第九条の三の四第一項の規定による指定を受けた非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の一般廃棄物最終処分場又は産業

廃棄物最終処分場（同項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。）において行う場合であつて、当該市町村が同条第二項の規定による通知を受けた市町村の長の属する市町村であるときは、この限りでない。

第四条第九号イ(2)中「（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）」を削る。

第四条の二中「第六条の二第三項」を「第六条の二第四項」に改める。

第四条の三中「第六条の二第三項」を「第六条の二第四項」に改め、同条第二号中「非常災害時において」を「法第六条の二第五項に規定する非常災害廃棄物にあつては、」に改め、「当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、」を削り、同条第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は受託者が受託業務を委託した者が前二号に定める基準に適合しなくなつたとき」を削る。

第四条の四中「第六条の二第七項」を「第六条の二第九項」に改める。

第五条の六中「第九条の三の三第三項」を「第九条の三の三第四項又は第五項」に改める。

第五条の六の二の見出し中「第九条の三の三第二項」を「第九条の三の三第三項」に改め、同条第一項中

「第九条の三の三第二項前段（同条第三項）を「第九条の三の三第三項前段（同条第四項又は第五項）」に改め、同項第一号中「第九条の三の三第二項（同条第三項）を「第九条の三の三第三項（同条第四項又は第五項）」に改め、「。次項において同じ」を削り、「第九条の三の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第二号及び第三号中「第九条の三の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第九条の三の三第二項後段」を「第九条の三の三第三項後段（同条第四項又は第五項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条を第五条の六の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定の更新期間）

第五条の六の四 法第九条の三の四第三項に規定する政令で定める期間は、五年とする。

第五条の六の次に次の一条を加える。

（生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設）

第五条の六の二 法第九条の三の三第一項の政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない

一般廃棄物処理施設は、非常災害により損壊した建物から生ずる非常災害廃棄物の処理を行うための一般

廃棄物処理施設（同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）であつて、次の各号に掲げる非常災害廃棄物の種類に応じ、当該各号に定める方法により当該非常災害廃棄物の処理を行うものとする。

一 廃プラスチック類 切断

二 紙くず 破砕

三 繊維くず 破砕又は切断

四 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 破砕

五 コンクリートの破片その他これに類する不要物 コンクリートの破片その他これに類する不要物の発

生から最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。第六条の二第四号ホにおいて同じ。）

が終了するまでの一連の処理の行程の中途において行う分別

第六条の二第四号ホ中「（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十六日）から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準を改めるとともに、非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設を定める等の必要があるからである。